地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号※
の規定に基づく随意契約の締結予定一覧

※障害者支援施設等からの物品購入・役務提供、シルバー人材センター等からの役務提供及び母子福祉団体からの役務提供に関する契約です。

№.	件　名	契約担当課	契約(業務)内容	契約(予定)期間	契約の相手方の選定基準
1	五所川原市中央公民館日直業務	社会教育課	平日職員退館後から閉館、土日祝日開館から閉館までの日直業務	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで（令和６年12月28日から令和７年１月５日までは休館日のため除く）	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図るため。
2	芦野公園施設管理業務	金木総合支所	児童動物飼育管理、動物園敷地内清掃及び草刈り芦野公園内園路の清掃	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	同　　上
3	芦野公園環境整備業務	金木総合支所	園内清掃、園内草刈り、樹木薬剤散布	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	同　　上
4	五所川原市斎場管理業務	環境対策課	葬斎苑・金木斎場・市浦露草斎苑の管理業	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	同　　上
5	十三地区公衆トイレ清掃業務	市浦総合支所	十三地区（２箇所）公衆トイレの清掃業務	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	同　　上
6	相内及び磯松地区公衆トイレ清掃業務	市浦総合支所	相内地区（４箇所）及び磯松地区（１箇所）公衆トイレ清掃業務	令和６年４月１日から令和６年11月30日まで	同　　上
7	広報ごしょがわら配布委託	総務課	令和６年４月から令和７年３月までの月１回（計１２回)、五所川原北地区・南地区・金木地区、市浦地区の広報担当員宅まで、広報ごしょがわら等を配布する。	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	同　　上
8	都市公園草刈業務	都市・交通課	旧五所川原市内にある公園６箇所の草刈業務	令和６年４月８日から令和６年10月31日まで	同　　上
9	菊ヶ丘運動公園環境整備業務	都市・交通課	公園内の水路清掃、草刈り、草取り、雪囲い等業務	令和６年４月８日から令和６年11月30日まで	同　　上
10	緑地・公園予定地草刈業務	都市・交通課	緑地、公園予定地草刈業務	令和６年４月８日から令和６年10月31日まで	同　　上
11	狼野長根公園環境整備業務	都市・交通課	トイレ清掃、園内清掃、ゴミ拾い、草刈りほか	令和６年４月８日から令和６年11月30日まで	同　　上
12	児童遊園地草刈業務(松島町外)	都市・交通課	松島町緑地外３公園の草刈業務	令和６年４月15日から令和６年10月31日まで	市内に事業所があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十七項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設であるため。
13	児童遊園地草刈業務(みどり町)	都市・交通課	みどり町緑地外１公園の草刈業務	令和６年４月15日から令和６年10月31日まで	同　　上
14	児童遊園地草刈業務(旭町外)	都市・交通課	ひまわり児童公園外４公園の草刈業務	令和６年４月15日から令和６年10月31日まで	同　　上
15	五所川原市金木庁舎当直業務	金木総合支所	五所川原市金木庁舎当直業務	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図るため。

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号※

の規定に基づく随意契約の締結予定一覧

※障害者支援施設等からの物品購入・役務提供、シルバー人材センター等からの役務提供及び母子福祉団体からの役務提供に関する契約です。

№.	件　名	契約担当課	契約(業務)内容	契約(予定)期間	契約の相手方の選定基準
16	五所川原市庁舎日直業務	管財課	1)庁舎の巡回及び戸締まりに関すること　(2)到着文書、物品の収受、保管及び送達に関すること。(3)気象情報、災害情報の受理及び連絡に関すること(4)保管を託された簿冊及び物品の保管に関すること。(5)時間外勤務等を行った職員の勤務時間の確認に関すること。(6)来庁者の入退室の確認（入退室カードの管理）(7)市役所への電話の応答及び関係各課への連絡に関すること。(8)戸籍に関する届出書受領に関すること。(9)五所川原市葬斎苑使用料及びﾍﾟｯﾄ火葬場使用料の徴収事務に関すること。(10)ﾍﾟｯﾄの火葬に関すること。(11) 公用車鍵の管理、ｱﾙｺｰﾙﾁｪｯｸ確認に関すること。(12)市民の土間・土間ホールの利用に関する運用及びｾｷｭﾘﾃｨに関すること。(13)その他、委託者より特に命ぜられたこと。	令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図るため。
17	五所川原市保健センター市浦（総合保健施設）清掃業務	保健センター市浦	保健センター市浦清掃業務	令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	同　　上
18	重要文化財旧平山家住宅管理業務	社会教育課	重要文化財旧平山家住宅の管理業務	令和６年４月５日から 令和６年11月30日まで	同　　上

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号※

の規定に基づく随意契約の締結予定一覧

※新たな事業分野の開拓を図る者として認定された者から新商品として生産した物品を購入する契約です。

No.	件　名	契約担当課	契約内容	契約期間	契約の相手方の選定基準
	該当ありません。				